

大宇根内科呼吸器科クリニック居宅介護支援事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 晃全会が開設する大宇根内科呼吸器科クリニック居宅介護支援事業所 以下「事業所」という。)は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。また、市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。
- 3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等の為、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- 4 事業所は、指定居宅介護支援を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

（事業所の所在地）

第3条 事業所の所在地は、広島県呉市広古新開1丁目1番31号とする。

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

（1）管理者 1名 主任介護支援専門員（常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定居宅介護支援の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

（2）主任介護支援専門員 2名（常勤専従1名、常勤兼務1名）

主任介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

但し、国民の祝日、12月29日から1月3日、8月13日から8月16日までを除く。

(2) 営業時間 月曜～金曜は午前9時から午後6時までとする。

(3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

(1) 利用者の相談を受ける場所 利用者居宅及び大宇根内科呼吸器科クリニック居宅介護支援事業所の相談室、その他必要と認められる場所

(2) 使用する課題分析の種類 MDS-HC方式

(3) サービス担当者会議の開催場所 利用者居宅、利用サービス事業所等 大宇根内科呼吸器科クリニック居宅介護支援事業所の相談室

(4) 介護支援専門員の訪問頻度 最低1回／月

(5) モニタリング結果記録 1か月に1回

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 居宅サービス計画の作成

(2) 指定居宅サービス事業所その他の者との連絡調整

(3) その他の便宣の提供

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が認める基準によるものとする。

2 通常の事業の実施地域以外の居宅を訪問して行う指定居宅支援に要した交通費はその実費を徴収する。ただし自動車を使用した場合は、実施地域を越えてから路程1キロメートル当たり50円を実費として徴収する。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の実施地域は、吳市（ただし、下蒲刈町、蒲刈町、音戸町、倉橋町、豊浜町、豊町は除く）と東広島市黒瀬町の区域とする。

（事故発生時の対応）

第 10 条 介護支援専門員は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（苦情・ハラスメント処理）

第 11 条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はそのご家族等からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

（虐待防止に関する事項）

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための指針の整備と従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

事業所は、サービス利用中に、当該事業所従事者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（身体拘束等について）

第 13 条

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策の強化)

第 15 条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (2) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第 16 条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修の機会を確保し、業務体制を整備する。

- (1) 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会が開催する研修
- (2) 広島県介護支援専門員協会が開催する研修
- (3) 岡山市介護支援専門員連絡協議会が開催する研修会
- (4) その他の研修

2 従業者は、業務上知り得た秘密を保持することとし、退職後も同様とする。

3 事業所は適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動で合って業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずるものとする。

4 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人晃全会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。
この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 18 年 5 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 18 年 7 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 20 年 9 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 21 年 1 月 1 日から改定する。
この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 5 年 11 月 1 日から改定する。
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改定する。